

清掃業務

1 日常清掃

(1) 清掃日等

すべての開館日において原則 2 名以上で実施すること。

(2) 清掃の範囲

主競技場を始めとする貸館施設、事務室、通路、階段、トイレ、観覧席などの日常的に利用者及び職員が使用するすべての範囲を対象とする。また、弓道場も対象範囲とする。

なお、市が使用する事務室及び知多市スポーツ協会事務室内も対象範囲とし、愛知県西知多道路出張所事務室内は対象範囲外とする。

ただし、愛知県西知多道路出張所へ貸付けている小会議室の貸付期間が終了した場合は対象範囲に加えるものとする。

(3) 清掃の管理

実施にあたっては実施表を作成し、清掃を実施した区域がわかるように管理すること。なお、実施にあたっては施設の予約状況等を確認し、利用者への影響が最小限となるよう考慮すること。

(4) 清掃方法

別表のとおり

(5) その他

ア 1 日に 1 回以上館内すべてのゴミ箱からゴミの回収を行うこと。

イ トイレ内の石鹸及びトイレットペーパーの補充を行うこと。

ウ 喫煙所の灰皿のゴミの回収及び清掃を行うこと。

2 定期清掃

(1) 清掃日等

休館日に年 4 回（原則 5 月、8 月、11 月、2 月）実施すること。なお、決定した定期清掃日を事前に市に伝えること。

(2) 清掃の範囲

清掃図面 1 及び清掃図面 2 のとおり

(3) 清掃の管理

実施したことを記録し、保管すること。

(4) 清掃方法

掃き掃除、ふき掃除、電動ポリッシャー及び中性洗剤により汚れを取り、ワックスを塗布し、モップ等を使用し、つやを出し磨き上げる。

また、次のとおり年に1回ワックスの剥離を行うこと。

ア 令和9年度

管理棟通路（事務室前から主競技場南側まで）

イ 令和10年度

事務室（指定管理者及び市）、知多市スポーツ協会事務室、指導員室、応接室、大会議室、多目的室1及び多目的室2（増築部分以外）

ウ 令和11年度

管理棟通路（事務室前から主競技場南側まで）

エ 令和12年度

事務室（指定管理者及び市）、知多市スポーツ協会事務室、指導員室、応接室、大会議室、多目的室1及び多目的室2（増築部分以外）

オ 令和13年度

管理棟通路（事務室前から主競技場南側まで）

備考 愛知県西知多道路出張所への小会議室の貸付期間が終了した場合、イ及びエに加えるものとする。

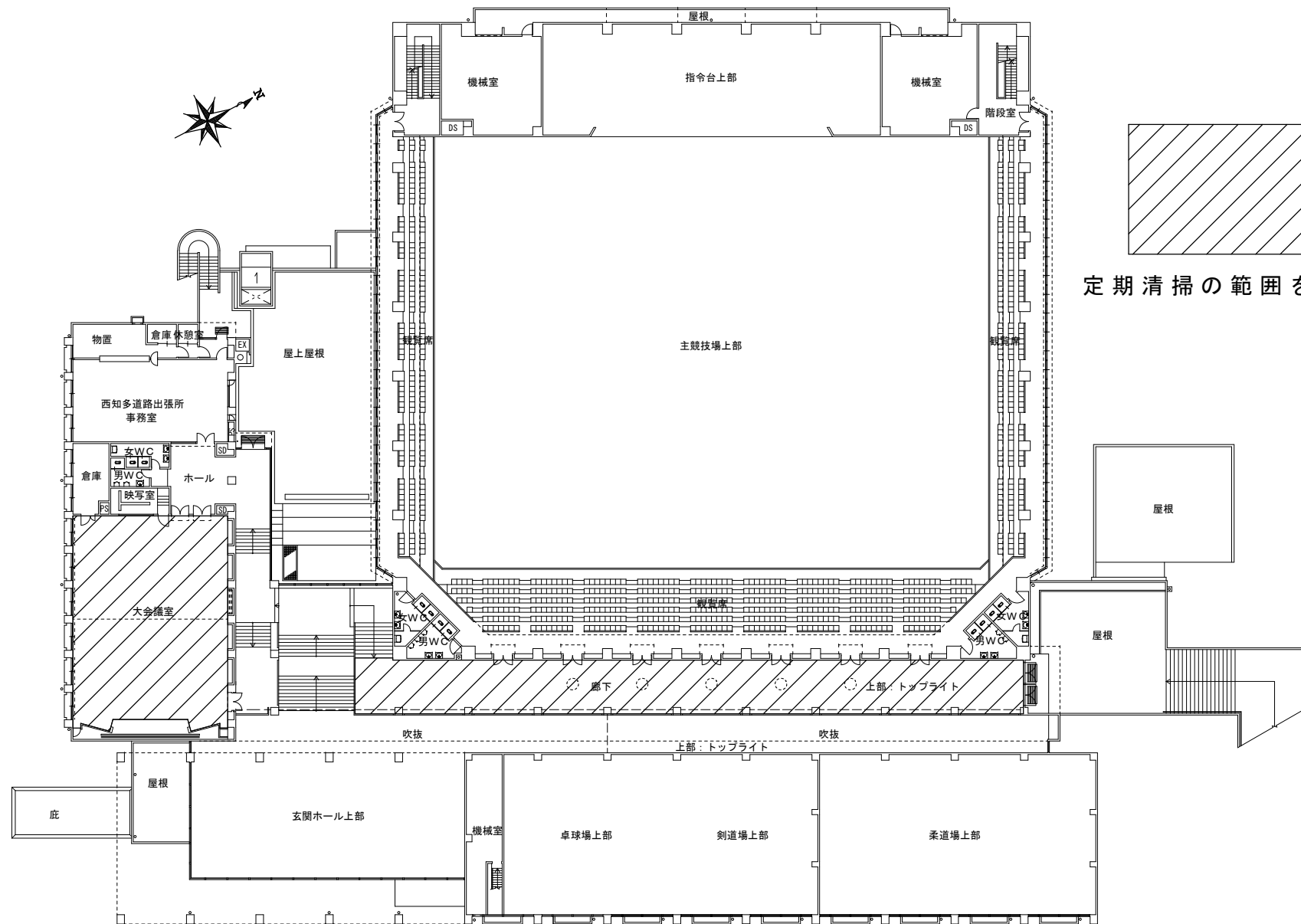
3 ガラス清掃

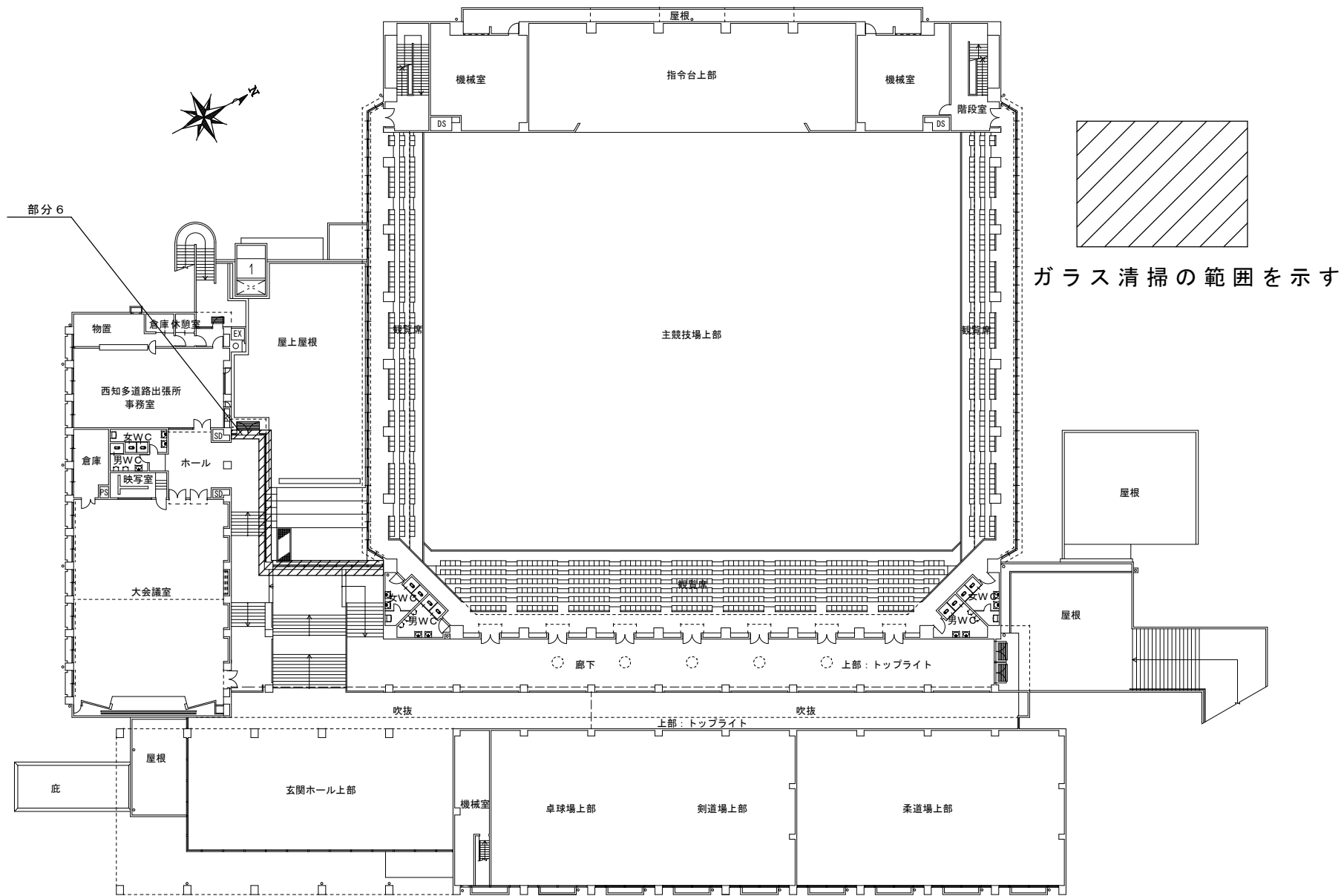
清掃図面3及び清掃図面4のと通りのガラスを年2回（原則5月及び11月）行い、両面とも洗剤にて汚れを取り除くこと。

別表

清掃場所	清掃方法
玄関、ホール、廊下及び階段	掃き掃除又はモップ掃除
主競技場、舞台、控室	モップ掃除
卓球場、剣道場、多目的室1、多目的	モップ掃除

室 2	
柔道場、弓道場	掃き掃除（畳部分）及びモップ掃除
事務室、会議室等	掃き掃除又はモップ掃除
湯沸室、トイレ、更衣室、シャワー室	掃き掃除 ※便器及び洗面台の清掃も行うこと。
倉庫、器具庫	定期的に掃き掃除を実施すること。
ガラス部分	定期的に拭き掃除を実施すること。
体育館周辺	掃き掃除（落ち葉等の撤去）





清掃図面 4

警備業務

1 対象施設

知多市民体育館

2 業務内容

(1) 防犯警備

警報機器によって感知される侵入異常を監視し、異常を受信したときは、緊急対処及び必要に応じて警察機関への通報を行うこと。

また、業務に要する警報機器及び警備時間は次のとおりとする。

ア 警報機器

警備図面 1 及び警備図面 2 の内容以上のものとする。

イ 警備時間

毎 日 午後 9 時 3 0 分から翌午前 8 時 3 0 分まで

休館日 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

ウ その他

(ア) 電話回線が使用中及び外部からの通信を受信している状態であっても、強制的に切断し警報信号を優先して監視センターに送出する機能を有するもの

(イ) 停電時においても警報機器が 3 0 分以上稼動するよう無停電電源装置を設置すること。また、無停電電源装置のバッテリー残量は適時チェックできるものとする。

(ウ) 機械警備システムの操作運用（機械警備の ON 及び OFF 操作）においては、容易な複製が不可能である専用のカード（IC カード）等を利用すること。

(エ) 警報機器を制御するシステムの操作履歴については、不正の防止の観点から必要ときに確認できるものとする。

(オ) 機械警備システムが異常を感知した場合、対象施設の外部に異常発生中であることが確認できる表示ランプを設置すること。

(2) 火災監視

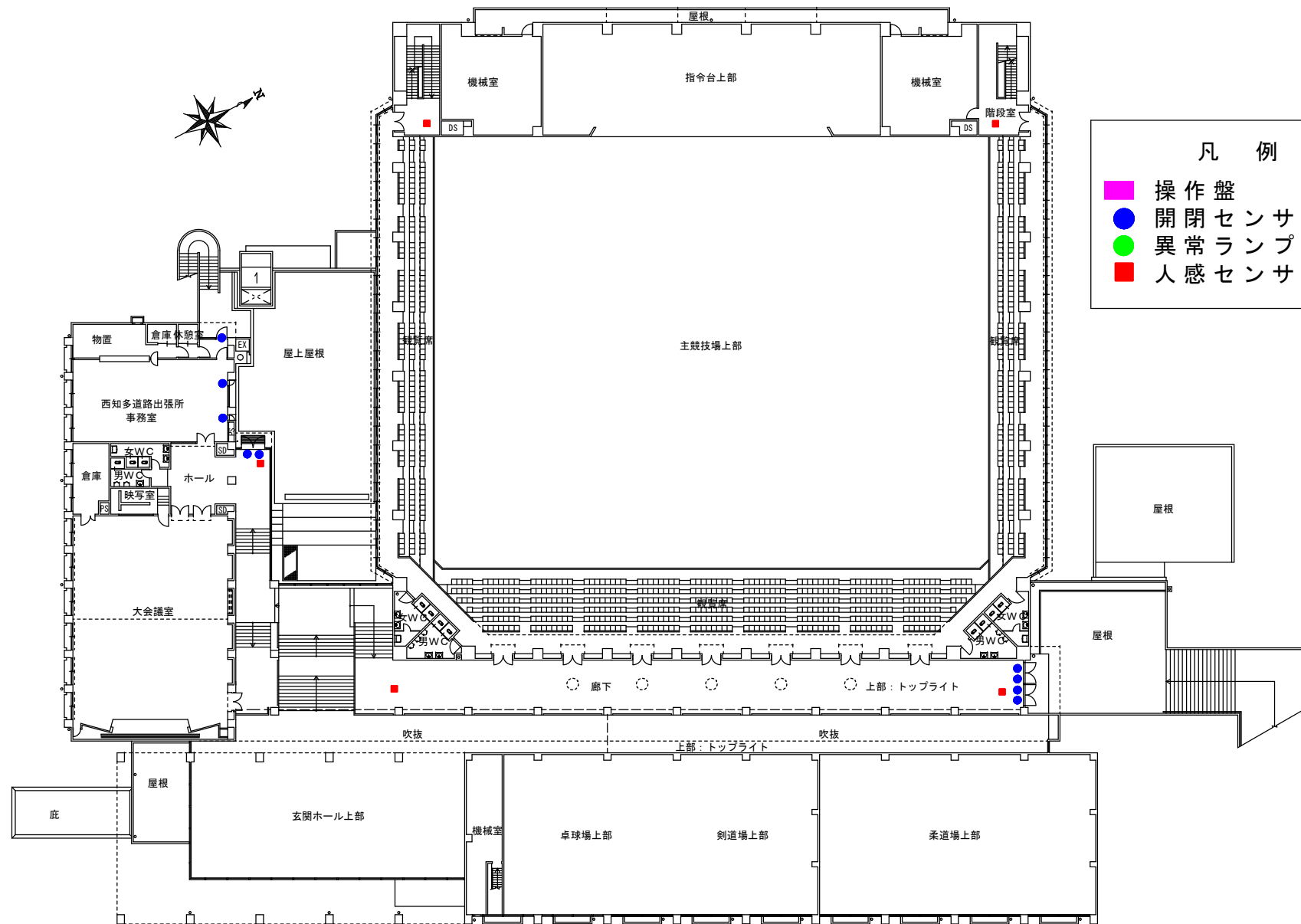
対象施設全域を監視するために必要な機器を設置し、警報機器による火災異常の監視を終日行い、火災異常を受信したときは緊急対処及び必要に応じて消防機関への通報を行うこと。

(3) 設備監視

給排水設備の満減水異常の監視に必要な機器を設置し、給排水設備の満減水異常の監視を終日行い、機器の異常を受信した場合は緊急対処をすること。

(4) 警備の記録

異常があった際はその都度記録を作成し、異常がない場合も 1 月単位でその旨を記録すること。



警 備 図 面 2

空調設備保守点検業務

1 対象設備

別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり

2 点検

(1) 点検内容

別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表 1

機 器	作 業 項 目	点 検 回 数
シグマエース 川崎吸収冷温水機 ΣTZG-180HN6C 1 台	期初点検 ・ 冷水管系統（冬夏切換） ・ 冷温水発生機（冬夏切換） ・ 操作用回路点検 ・ 試運転総合調整	年 2 回 (冷房切換点検 1 回) (暖房切換点検 1 回)
	期中点検 ・ 運転状況確認点検	年 2 回 (冷房中間点検 1 回) (暖房中間点検 1 回)
	期末点検 ・ 抽気装置点検（ドライ型） ・ 蒸発器、凝縮器点検清掃	年 2 回 (冷房期末点検 1 回) (暖房期末点検 1 回)
日立製低騒音型冷却塔 MT-250L2 1 台	期初点検 ・ 槽内清掃水張り ・ フロート弁点検 ・ 送風機点検調整 ・ 電気回路点検	年 1 回 (冷房切換点検 1 回)
	期末点検 ・ 槽内水抜き清掃	年 1 回 (冷房期末点検 1 回)
テラル製冷温水ポンプ 1 台 日立製冷却水ポンプ 1 台	・ カップリング点検調整 ・ グランドパッキング ・ 振動の有無の点検	年 2 回 (冷房切換点検 1 回) (暖房切換点検 1 回)

空気調和器 （ハンドリング型）２台 AC-3 41095CMH AC-4 21930CMH	送風機点検 ・ Vベルト点検調整 ・ モーター点検 エアフィルター点検	年２回 （冷房切替点検１回） （暖房切替点検１回）
自動制御装置 １台 ジョンソンコントロールズ インテリジェント ターミナル アドバンス	・ 自動制御機能点検 ・ 夏期、冬期時の切替	年４回 （冷房切替点検１回） （暖房切替点検１回） （自動制御点検２回）
送排風機 20台 PAS-RH 8台 POS-RH 10台 POS-MH 2台	・ Vベルト点検調整 ・ モーター点検 ・ 給油 ・ 吹出し口、吸込み口清掃	年２回 （冷房切替点検１回） （暖房切替点検１回）
膨張タンク １台	・ 槽内清掃点検 ・ ボールタップ点検	年１回
配管系統	・ 冷房切替及び水抜き水張り ・ 暖房切替及び水抜き水張り	年２回
ばい煙測定	・ ばいじん測定	３年に１回以上
備考 ・ 冷房切替点検は原則５月までに、暖房切替点検は原則１１月までに実施すること。 ・ 冷温水機が県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設に該当するため、定期的なばいじん測定を要する。ただし、当該設備はガス専焼のボイラーであるため、条例に定められる測定頻度は５年に１回である。		

別表 2

機器	設置場所	点検内容	点検頻度
三洋電機製 SPW-CHJ160T 室外機 1 台 室内機 2 台	受付事務室	・作業前点検 基礎、防振装置、配管類及び周囲環境の確認 ・電気系統点検 絶縁抵抗測定並びに各端子及びクランクケースヒーターの確認 ・冷媒系統点検 ガスリークテスト ・送風機系統点検 軸受、ファンローター及び回転方向の確認 ・熱交換器系統点検 フィンコイル確認及びエアフィルターの清掃 ・排水系統点検 ドレン通水の確認 ・安全装置点検 各保護装置の確認 ・運転調整 音及び振動の確認並びに電圧、電流及び温度の測定 ・作業後点検 制御機能、外面の確認	年 2 回 (冷房開始前及び暖房開始前 各 1 回)
三洋電機製 SPW-CHJ140T 室外機 1 台 室内機 2 台	市事務室西 スポーツ協会		
ダイキン製 SZRC160BY 室外機 1 台 室内機 1 台	指導員室		
ダイキン製 RZRP63BYT 室外機 1 台 室内機 1 台	応接室		
三洋電機製 SPW-CHJ224T 室外機 1 台 室内機 2 台	1 階西知多 道路出張所		
三洋電機製 SPW-CHJ90T 室外機 1 台 室内機 1 台 ダイキン製 RZRP112BYE 室外機 8 台 室内機 8 台	大会議室		
三洋電機製 SPW-CHJ90T 室外機 2 台 室内機 2 台	市事務室東 2 階西知多 道路出張所南		
三洋電機製 SPW-CHJ56T 室外機 1 台 室内機 1 台	主競技場 放送室		
ダイキン製 RXYP850FCE 室外機 1 台 室内機 8 台	卓球場 剣道場		
ダイキン製 RXYP850FCE 室外機 1 台 室内機 8 台	柔道場		
三洋電機製 SPW-CHJ50T 室外機 1 台 室内機 1 台	医務室		

三洋電機製 SPW-CHJ40T 室外機 1 台 室内機 1 台	大会議室 映写室		
ダイキン製 RZYP224CA 室外機 1 台 室内機 1 台	2 階西知多 道路出張所北		
ダイキン製 R28WEV 室外機 1 台 室内機 1 台	清掃員控室		
備考 ・ 冷房開始前点検は原則 5 月までに、暖房開始前点検は原則 1 1 月までに実施すること。			

別表 3

機器	空調系統	点検等の内容
室外機 YNMP140G1 (2006 年使用開始) 室外機 1 台 室内機 1 台	多目的室 1	・ 設置から 5 年又は運転時間が 10,000 時間を経過するごとに機器ごとに必要な定期点検を実施すること。 ・ 不具合が生じた際には、故障診断及び修繕を実施できる体制を整えること。 ・ 年に 1 回以上室内機のフィルターを清掃すること。
室外機 YNMP140G1 (2006 年使用開始) 室外機 1 台 室内機 1 台		
室外機 AXYP450F2ZD (2018 年使用開始) 室外機 3 台 室内機 3 台		
室外機 YRMP140G1 (2020 年使用開始) 室外機 1 台 室内機 1 台	多目的室 2	

消防設備点検業務

1 対象

(1) 対象施設

知多市民体育館（弓道場含む）

(2) 対象設備

別表のとおり

2 点検

(1) 点検内容

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検を実施する。

ア 機器点検 年 1 回

イ 総合点検（機器点検を含む）年 1 回

(2) 点検の報告

点検結果を報告書にまとめ、総合点検結果においては報告書（正本及び副本）を知多市消防長に提出すること。

(3) 記録の保管

報告書及び報告書作成に使用した資料は整理して保管すること。

3 点検結果を受けての改善

点検結果により改善が必要な場合は、市に報告するとともに改善方法を検討し、可能な限り改善すること。

別表

設備名	施設	設備内容
消火器具	市民体育館	1階 22個 2階 17個 3階 5個
	弓道場	1階 1個
屋内消火栓設備	市民体育館	ポンプ (株)日立製作所製NFG4430601 電動機 (株)日立製作所製NFG6363756 配線一式 ホース 15組(2本1組)
自動火災報知機	市民体育館	受信機 松下電工(株)製BV-1550 熱感知器 119個 煙感知器 59個 発信機 20個 音響装置 20個 配線一式
非常警報器具 及び設備	市民体育館	増幅器 松下通信工業(株)製WL-6500 スピーカー 埋込47個 露出17個 配線一式
	弓道場	複合装置 パナソニック(株)製BG7021H
誘導灯及び 誘導標識	市民体育館	1階 37個 2階 23個 3階 2個
	弓道場	1階 1個
非常電源 (自家発電設備)	市民体育館	原動機 いすゞ自動車(株)製DA640-2 発電機 (株)明電舎製E8-AF ※総合点検時に実負荷試験を実施すること。

非常電源 (蓄電池設備)	市民体育館	自家発電設備用 蓄電池 古河電池(株)製HS-150E 充電装置 芝電機(株)製SiZC1-28.8-6RLE 非常照明用 蓄電池 (株)GSユアサ製HS-250E 充電装置 松下電工(株)製90D423
防火扉及びシャッター設備	市民体育館	煙感知器 8台 防火扉 2台 シャッター 7台
非常照明	市民体育館	非常照明 1階 59個 2階 72個 3階 16個

防火対象物点検業務

1 対象

知多市民体育館

2 点検

(1) 点検内容

消防法第8条の2の2の規定に基づく点検を実施する。

(2) 点検の報告

点検結果を報告書にまとめ、知多市消防長に提出すること。

(3) 記録の保管

報告書及び報告書作成に使用した資料は整理して保管すること。

3 点検結果を受けての改善

点検結果により改善が必要な場合は、市に報告するとともに改善方法を検討し、可能な限り改善すること。

4 その他

防火管理者の選任及び消防計画の作成等の届出並びに必要な訓練、点検等を適切に実施し、記録を整備した上で点検に臨むこと。

給排水設備保守点検業務

1 対象設備

別表 1 のとおり

2 点検

(1) 点検内容

別表 1 及び別表 2 のとおり

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

(3) その他

水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査を実施するとともに、当該検査以前に別表 1 の点検及び水質検査を実施し、検査に備えること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表 1

設備及び台数	作業項目	回数
1. ポンプ ①給水ポンプ 2 台 (2 台とも日立製) ②水中ポンプ 2 台 (エレポン製 1 台 日立製 1 台)	・カップリング点検・調整 ・グランドパッキング ・振動・異音の有無の点検 ・磨耗・腐食の有無の点検	年 1 回
2. 給水用圧力タンク 1 基	・保護装置点検 ・タンク内の清掃	
3. 消火ポンプ (日立製) 1 台	・ポンプと同じ点検項目	
4. 受水槽 1 基 2 槽式 1 2 m ³ ×2	・槽内清掃 ・水質検査 ・ボールタップの作動点検 ・高・低水位レベルの警報及び防犯システムの作動点検	

5. 排水槽	1 式	・ 槽内清掃 ・ フロートの作動点検 ・ 高・低水位レベルの警報作動点検
建物の一部を排水層として いるコンクリートで囲われ た5 m×2.5 m×2 m程度		

別表 2

項目	点検項目		実施頻度
給水設備点検	給水用圧力タンク	・ 付近が清涼に保たれ、物 品が置かれていないか	月 1 回 以上
	オーバーフロー・通気管	・ 害虫又はごみなどが入る 可能性がないか ・ つまりがないか	
	揚水ポンプ	・ 水漏れがないか (加圧時に0.2MPa)	
	揚水ポンプ自動運転装置	・ 操作盤に異状がないか	
	受水槽ボールタップ	・ 内部の水は清潔か	
	マンホール	・ 密閉状態か	
飲料水外観点検	色、濁り、臭味その他の異状がないか		週 1 回 以上
残留塩素測定	数値測定	基準値：0.1mg/L以上	週 1 回 以上
P H 値測定		基準値：5.8～8.6	

放送設備及び監視カメラ保守点検業務

1 対象設備

(1) 放送設備

別表 1 のとおり

(2) 監視カメラ

別表 2 のとおり

2 点検

(1) 点検内容

別表 1 及び別表 2 のとおり

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表 1

主競技場		
機器	点検内容	点検回数
音響調整卓及び周辺機器 音響調整卓 CD・カセットデッキ ワイヤレス受信機 入出力パッチ盤 スピーカーパッチ盤	・ 外観及び接続状態点検 ・ 動作確認、機能点検及び調整 ・ 設定状態確認 ・ 電氣的性能特性測定 ・ 機器清掃	年 1 回
電力増幅架 1 及び 2 収納ラック パワーアンプ 電源制御ユニット モニタースピーカー	・ 外観及び接続状態点検 ・ 動作確認、機能点検及び調整 ・ 音声のレベル、ノイズ、歪の点検（測定） ・ 電氣的性能特性測定 ・ 機器清掃	年 1 回
マイクロホン及びケーブル ワイヤレスマイクロホン 有線マイク マイクケーブル	・ 外観及び接続状態点検 ・ 電池接触、電源ランプ確認 ・ 集音レベル、音質、ノイズ等点検 ・ 周波数確認 ・ 電極の接点清掃	年 1 回
スピーカーシステム メインスピーカー 移動型スピーカー 補助スピーカー ロビースピーカー スピーカー用コンセント ステージ用コンセント	・ 外観点検 ・ 音声レベル、ノイズ、歪の点検（測定） ・ 固定状態の確認 ・ 聴感テスト ・ 騒音計による音圧レベル確認 ・ 伝達周波数特性測定	年 1 回

大会議室		
機器	点検内容	点検回数
音響調整卓及び周辺機器 音響調整卓 C D ・ カセットデッキ ワイヤレス受信機 パワーアンプ	・ 外観及び接続状態点検 ・ 動作確認、機能点検及び調整 ・ 設定状態確認 ・ 電氣的性能特性測定 ・ 機器清掃	年 1 回
マイクロホン及びケーブル ワイヤレスマイクロホン 有線マイク マイクケーブル マイクコンセント 電源制御ユニット	・ 外観及び接続状態点検 ・ 動作確認、機能点検及び調整 ・ 電池接触、電源ランプ確認 ・ 集音レベル、音質、ノイズ等点検 ・ 周波数確認 ・ 電極の接点清掃	年 1 回
スピーカーシステム メインスピーカー 天井スピーカー モニタースピーカー	・ 外観点検 ・ 音声レベル、ノイズ、歪の点検（測定） ・ 固定状態の確認 ・ 聴感テスト ・ 騒音計による音圧レベル確認	年 1 回

別表 2

機器	点検内容	点検回数
監視カメラ 主競技場北 主競技場南 多目的室 1 多目的室 2 柔道場 剣道場 卓球場 玄関ホール 大会議室 弓道場 屋外	・ 外観点検 ・ 映像確認 ・ 接栓及び端子の点検 ・ 機器清掃	年 1 回
事務室内モニター	・ 映像確認 ・ 電源スイッチ動作確認 ・ スイッチャー動作確認 ・ 回転台切替器動作確認	年 1 回

高窓開閉装置保守点検業務

1 対象機器

別表のとおり

2 点検

(1) 時期

原則として7月までに高窓開閉装置の点検行うこと。

(2) 点検内容

別表のとおり実施すること。

(3) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表

機器名及び台数	作業項目	点検回数
オイレスECO株式会社製	給油等定期点検	年1回
SL550 2台 6窓	・ 操作系統	
SL300 35台 165窓	・ 伝達系統	
SL80 2台 8総	・ 窓まわり系統	
SL250 2台 12窓	・ 総合性能	

電気設備点検業務

1 需要設備

(1) 設備容量 7 7 5 KVA

(2) 受電電圧 6, 6 0 0 V

2 点検

(1) 点検内容

ア 接地装置点検

イ 高圧絶縁抵抗測定

ウ 断路器点検

エ 高圧油入遮断器点検

オ 負荷開閉器点検

カ 変圧器点検

キ 高圧コンデンサ（SR 含む）点検

ク 保護継電器点検

ケ 配電盤点検

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

(3) 点検の範囲

知多市勤労文化会館（以下、「勤労文化会館」という。）内・市民体育館送出遮断器
二次側接続点以降とする。

3 その他

知多市民体育館の電気設備は、勤労文化会館の電気設備と一体的になっているため、
勤労文化会館側と調整の上、点検を実施すること。

舞台設備保守点検業務

1 対象設備

別表のとおり

2 点検

(1) 点検内容

別表のとおり

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表

機器	点検項目	点検頻度
電動式吊物昇降装置 前幕 中幕 バック幕 スクリーン	・ モーター ・ 減速機 ・ ブレーキ装置 ・ 駆動Vベルト ・ 巻取りドラム ・ 滑車 ・ ランナー ・ ウェート枠 ・ リミットSW ・ 操作盤及び制御盤 ・ 給油及び清掃（機械まわり）	年1回

電話設備保守点検業務

1 対象設備

日立製電話交換機（MX－900IP）並びに専用電話機（非接続電話機）、私設有線電話機（非接続電話機）及び回線

2 点検

（1）点検内容

別表のとおり

（2）点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

また、総務省の定める技術基準に基づくとともに、障害の発生を未然に防げるよう努めること。

4 その他

知多市民体育館内の生涯学習スポーツ課事務室が新庁舎へ移転する令和9年5月までは、同課事務室の電話設備を含むものとする。

項目		点検頻度
定期点検	ヒューズ点検	月 1 回以上
	トランク接続点検	
	警報	
	メモリー装置	
	信号音発生装置	
	電源装置	
	中央処理装置	
	多機能内線電話機	
	一般内線電話機	
	主配線盤	
定期測定	整流器電圧	
	負荷電圧	
	交流電圧	

防球ネット・暗幕電動開閉装置保守点検業務

1 対象機器

別表のとおり

2 点検

(1) 点検内容

別表のとおり

(2) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

4 その他

知多市が連携・協力に関する包括協定を締結している大同特殊鋼知多レッドスターのホームゲーム開催の際は、事前に防球ネットのボタンを取り外し、ワイヤーを天井裏に格納すること。

別表

機器	点検項目	点検頻度
電動開閉装置 防球ネット 暗幕	・ モーター ・ 減速機 ・ ブレーキ装置 ・ 駆動Vベルト ・ 巻取りドラム ・ 滑車 ・ ワイヤロープ ・ 吊り金具及び吊りパイプ ・ ランナー ・ センターシャフト ・ リミットSW ・ 操作盤及び制御盤 ・ 給油 ・ 清掃（機械まわり）	年3回以上 (4か月に1回以上)

自動ドア保守委託仕様書

1 対象機器

別表のとおり

2 点検

(1) 時期

別表のとおり

(2) 点検内容

別表のとおり実施すること。

(3) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表

機器及び台数	点検内容	点検頻度
ナブコ社製 電動油圧式 L S 2 3 型 ドアーエンジン 2 台	・ ドア・サッシ部分 ・ 懸架部 ・ 動力部及び作動部 ・ 制御装置 ・ センサー部 ・ 電気回路 ・ 総合動作	年 3 回 （原則 6 月、1 0 月、2 月）

弓道場管理指導業務

1 技術指導等

- (1) 弓道場を安全かつ適切に使用させるため、初心者等の指導を行うにあたっては、十分な技術と知識を有する指導者を配置するものとする。
- (2) 弓道に指導力が十分にあると認める者を指導者として定め、指導者から「弓道場利用許可証」を交付された者が、弓道場を個人で利用できるものとする。「弓道場利用許可証」を携帯しない者は、弓道場の個人利用はできないこととする。
ただし、指導者が認める場合はこの限りではない。
- (3) 技術指導の実施については、曜日及び時間帯を定めて実施すること。

2 施設管理

- (1) 弓道場（射場等）
弓道場の開閉及び利用後の室内清掃を行うこと。
- (2) 屋外（的場・矢取り道等）
的、あずち等を整備し、安全に弓道をすることができる環境を整えること。
- (3) 屋外更衣室
大会等で更衣室を使用した後は、室内を清掃し、清潔に保つこと。

移動式バスケットゴール保守点検業務

1 対象機器

セノー株式会社製 パラレルゴール 2組4台

2 点検

(1) 時期

別表のとおり

(2) 点検内容

別表のとおり実施すること。

(3) 点検の記録

点検結果は記録し、保管すること。

3 保守

点検により当該装置に不具合が指摘された場合又は不測の不具合が生じた場合は、原因を記録するとともに、必要な処置を行うこと。

別表

点検項目	点検回数及び時期
回転部	年 1 回（原則 9 月から 3 月の間）
接続部	
溶接部	
キャスター	
フレーム	
ボルト・ナット	
バックボード	
ボードパッド	
ゴールリング	
スナップリング	
ゴールリング高さ	
バックボードの傾き・水平	
ターンバックル	
電源コード	
電源系統	
制御系統	
操作系統	
ベアリング	
アウトリガー	
セフティパット（本体）	
土台カバー	
底ゴム	
緩衝ゴム	
ショットクロック（本体）	
操作盤	
信号線	

花壇及び草木維持管理業務

1 対象

管理区域図 1 における管理区域内の花壇、植栽帯及び草木（雑草含む）が生えている部分

2 維持管理

(1) 花壇

四季折々の花を楽しむように各花壇に花を植え、水やりを含む管理をすること。

(2) 植栽帯

高木及び低木は定期的かつ計画的にせん定等を実施し、強風等の際に危険が生じないよう管理すること。

(3) その他

定期的な除草作業を実施し、対象範囲内の雑草が生えたままにならないようにすること。

特に知多市民体育館東側広場（国旗掲揚塔前）のタイル部分については、多くの利用者の目に留まる場所であることに留意して除草作業を行うこと。

建築設備及び防火設備定期検査業務

1 対象施設

(1) 施設名

知多市民体育館（弓道場除く）

(2) 用途

体育館

2 検査

(1) 検査内容

建築基準法第 12 条に基づく特定建築物の毎年の定期検査
（建築設備及び防火設備）

(2) 検査の報告

検査結果を報告書（正本及び副本）にまとめ、一般財団法人愛知県建築住宅センターに定められた期限内に提出すること。

(3) 記録の保管

報告書及び報告書作成に使用した資料は整理して保管すること。

3 検査結果を受けての改善

検査結果により改善が必要な場合は、市に報告するとともに改善方法を検討し、可能な限り改善すること。

建築物定期調査業務

1 対象施設

(1) 施設名

知多市民体育館（弓道場除く）

(2) 用途

体育館

2 調査

(1) 調査内容

建築基準法第 12 条に基づく特定建築物の調査

(2) 調査の報告

調査結果を報告書（正本及び副本）にまとめ、一般財団法人愛知県建築住宅センターに定められた期限内に提出すること。

(3) 記録の保管

報告書及び報告書作成に使用した資料は整理して保管すること。

3 調査結果を受けての改善

調査結果により改善が必要な場合は、市に報告するとともに改善方法を検討し、可能な限り改善すること。

4 その他

当該調査は 3 年毎に実施が必要であるため、対象年度に実施すること。（次回：令和 9 年度、次々回：令和 12 年度）